

平成29年4月10日

港区立高松中学校長

「港区立高松中学校いじめ防止委員会」の設置要項

港区立高松中学校では、文部科学省による「いじめ防止対策推進法」の告示、及び「港区立高松中学校いじめ防止基本方針」に基づき、以下のとおり「港区立高松中学校いじめ防止委員会」を設置する。

第1章 総則

第1条 目的

「港区立高松中学校いじめ防止会議」（以下、対策会議という）は、外部の関係者と共に校内外のいじめ等に関する情報交換を行い、学校及び保護者・地域におけるいじめ等に関する防止について協議を行い、具体的な対策を行うために設置する。

第2条 いじめの定義

「港区立高松中学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章 いじめ防止委員会の構成

第3条 構成員

外部委員として、高輪警察署生活安全課、弁護士、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表及び内部委員として、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭で構成し、代表を校長とする。

第4条 開催

校長は、必要に応じて会議を招集し、各構成員からの意見を集約して具体的な対策を講ずる。

第5条 委員の任期

いじめ防止委員の任期は年度始の4月1日から年度末の3月31日までとする。

第3章 委員会の活動内容

第6条 (1) 生徒への支援

生徒に対して、道徳や総合的な時間、学級活動等をとおして、いじめ等の防止のための指導やたより等による啓発等に関する活動内容や活動方針について検討し、学校における生徒への指導に対して支援を行う。

(2) 保護者・地域への啓発に対する助言

家庭や地域に対して、いじめ等の防止のために保護者会や研修会等の開催、各種たよりの発行等に関する学校への助言を行う。

(3) 関係機関との連携への働きかけ

深刻ないじめに対して、保護者に対する助言のあり方や教育委員会や警察、弁護士等との連携の回り方について助言を行う。

第4章 校内指導体制

第7条 校内体制

- (1) いじめ防止委員会の下に、「いじめ問題対応校内委員会」(委員会という)を設置する。
- (2) 委員会の委員は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーとし、委員長は校長とする。事務局は、副校長とする。
- (3) 委員会は、必要に応じて校長が招集し、いじめに関する情報交換を行うとともに、いじめ防止対策に関する具体的な提案を行い、関係部署と連携して情報を共有したり、緊急時には具体的な助言や協力を得たりして対応に当る。

第5章 関係機関との連携

第8条 関係機関との連携

学校は、いじめ発生に対する早期発見・早期対応やいじめに対する未然防止対策に関して、日頃から港区教育委員会の指導の下、高輪警察署、弁護士、児童相談所等と情報を共有するとともに、必要に応じて関係機関と連携して迅速かつ適切に対応する。

第9条 保護者・地域との連携

学校は、いじめ発生時の早期発見・早期対応に当って保護者・地域と連携して行う。また、学校は、本委員会の下、保護者・地域に対して、定期的にいじめ防止対策に関する啓発活動を行う。

附則 「港区立高松中学校いじめ防止委員会」は、平成26年12月1日より施行する。

<いじめ防止対策会議構成員>

役 職 名	氏 名	
○外部委員		
高輪警察署生活安全課少年係長	中 安 祐 輔	本校管区警察署員
弁護士	山 岸 美佐子	本校学校法律相談員
スクールカウンセラー	奥 村 真 紀	本校スクールカウンセラー
スクールカウンセラー	柿 岡 文 彦	
保護者代表	福 島 隆	P T A会長
地域代表	瀧 雅 人	青少年対策高松地区委員会会長
○内部委員		
校 長	釧 持 利 行	(代表)
副校長	松 島 智 子	(事務局)
生活指導主任	塩 畑 英 朋	
養護教諭	鴨 川 奈央子	